

令和3年10月1日

保護者 様

沼津市立沼津高等学校  
校長 小林 浩明

### 今後の新型コロナウイルス感染症対策に係る教育活動について

このことについて、8月20日から本県に適用されていた緊急事態宣言が、9月30日をもって解除されることとなりました。宣言の解除により、これまでの厳しい教育活動の制限が段階的に解除されることとなりますが、このことをもって皆が一斉に感染拡大に対する危機意識が低くなってしまった場合、早期に第6波を招きかねないことから、本校では、引き続き、「学校の新しい生活様式」に基づいた教育活動の徹底を図り、生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、最善を尽くしてまいります。

つきましては、令和3年8月25日付の文書でお知らせした内容からの変更について、下記のとおり変更し、10月4日（月）から運用いたしますので、御理解と御協力をお願いします。

なお、御家庭におかれましても、引き続き感染拡大の防止に努めていただけますようお願い申し上げます。

おって、これらの考え方については、令和3年10月1日時点のものであり、新型コロナウイルス感染症の拡大状況や国の方針を鑑みて、変更の可能性もある旨申し添えます。

### 記

#### 1 日課等

##### (1)日課は通常とおりとします。

(2)登下校については、学校から自宅までの直行直帰を基本とします。

(3)学校生活における留意事項については別に保健・カウンセリング部から生徒へ連絡いたします。

#### 2 部活動

##### (1)感染症対策をふまえた上で部活動を実施します。平日は午後7時30分完全下校とします。週1日は活動休止日を設け、本校部活動ガイドラインに準拠して行います。

(2)公式戦や発表会等については、大会等主催者の判断に拠ります。

#### 3 学校行事等

感染症対策に留意し、時間・場所・人数等の変更を検討し、必要に応じて実施の有無を判断します。

#### 4 感染、風邪の症状等への対応について

(1)感染症の状況把握と報告のため、生徒及び同居の家族がPCR検査等を受診した場合は、学校への連絡をお願いします。また、その検査結果についても連絡をお願いします。（電話対応時間については、平日午前7時45分から午後6時までとなります。）

(2)生徒の感染が判明した場合は、学校保健安全法の規定に基づき、当該生徒を出席停止とするとともに、沼津市教育委員会、保健所の指示により学校の臨時休業を行う場合が

あります。

- (3)生徒が濃厚接触者と特定された場合は、保健所の指示により、感染者と最後に濃厚接触した日から2週間程度の期間、学校保健安全法の規定に基づき出席停止とします。
- (4)生徒の家族等が濃厚接触者と特定された場合は、該当の生徒は自宅で待機することとし、出席停止として扱います。
- (5)生徒及び同居の家族等に発熱等の風邪の症状がみられる場合は自宅で待機することとし、出席停止として扱います。(医師等により新型コロナウイルス感染症でないと判断されている場合を除く。)
- (6)登校後、体調不良や風邪の症状がある場合は、生徒本人から申し出るよう御指導ください。出席の取扱いについて慎重に対応します。

## 5 その他

- (1)毎朝の検温や手洗い、不織布マスクの着用等に御協力下さい。また、携帯用の消毒薬等が準備できる御家庭は、持参させて下さい。熱中症対策のため、水分の持参をお願い致します。
- (2)発熱や倦怠感等の症状がある場合は、無理して登校させずに、自宅で休養させて下さい。その場合は、必ず学校に御連絡下さい。また、在校中に同様の症状が出て、早退する場合には、お子様の送迎に御協力をお願い致します。
- (3)新しい情報は、引き続き、本校HPや一斉メール等でお知らせしますので、定期的な確認をお願い致します。
- (4)新型コロナウイルス感染症の予防接種にかかる欠席については出席停止扱いとします。また副反応等による欠席についても出席停止とします。

**\*変更した箇所や文章は太字+アンダーラインで示してあります。**

担 当 副校長 望月  
電 話 055-921-0805